

議案第 1 4 号

関市中小企業従業員退職金共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

関市中小企業従業員退職金共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市中小企業従業員退職金共済事業を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市中小企業従業員退職金共済事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する
条例

(関市中小企業従業員退職金共済条例の一部改正)

第1条 関市中小企業従業員退職金共済条例（昭和48年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項に次の2号を加える。

(3) 被共済者に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の2第1項に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構への資産の引渡し（以下「資産引渡」という。）が困難であると市長が認めたとき。

(4) 資産引渡に伴い共済契約の解除をするとき。

第22条第1項第1号中「第4項第2号」の次に「若しくは第3号」を加える。

(関市中小企業従業員退職金共済条例の廃止)

第2条 関市中小企業従業員退職金共済条例は、廃止する。

(関市基金条例の一部改正)

第3条 関市基金条例（昭和39年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市中小企業従業員退職金共済基金の項を削る。

第4条第2項中「、関市中小企業従業員退職金共済基金から生ずる収益は、関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計歳入歳出予算に」を削る。

(関市特別会計条例の一部改正)

第4条 関市特別会計条例（昭和42年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第4条の規定 令和9年4月1日

(関市中小企業従業員退職金共済条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の関市中小企業従業員退職金共済条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する共済契約（以下「共済契約」という。）を解除された場合の契約解除の取消しの申出、施行日前に納付義務の生じた掛金の納付及び返還、施行日前に支給事由の生じた旧条例第8条第3項第3号に規定する退職金等の支給、請求及び返還並びに施行日前になされた共済契約に関する決定に係る審査請求については、なお従前の例による。

(関市基金条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の関市基金条例第2条に規定する関市中小企業従業員退職金共済基金に積み立てられている資金のうち、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の2第1項に規定する申出をした旧条例第2条第4号に規定する共済契約者に係るものについては、同項の規定により市が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）と締結する契約に基づき、当該資金を機構へ引き渡すものとする。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

中小企業従業員退職金共済審議会委員	日額	6,500
-------------------	----	-------

を

」

削る。